

八代市立高田小学校

「いじめ防止基本方針」 (改訂版)

令和4年12月12日

第1版 平成26年3月

第2版 令和元年10月25日

第3版 令和2年10月25日

第4版 令和3年11月22日

【 目 次 】

- 1 本校のいじめ防止基本方針について

- 2 いじめの防止等に関する基本的考え方
 - (1) いじめのとらえ方・定義
 - (2) いじめの未然防止について
 - (3) いじめの早期発見
 - (4) いじめへの対処について
 - (5) いじめの解消
 - (6) 家庭や地域住民との連携について
 - (7) 児童会との連携について
 - (8) 関係機関との連携について

- 3 本校におけるいじめ等の実態
 - (1) いじめの認知件数
 - (2) 不登校児童数の推移
 - (3) いじめ問題等の実態

- 4 本校におけるいじめの防止等のための取組
 - (1) 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織
 - (2) いじめの未然防止のための取組
 - (3) いじめの早期発見のための取組
 - (4) いじめの未然防止、早期発見関連の年間計画
 - (5) 学校におけるいじめへの対処
 - (6) いじめ問題対処の流れ
 - (7) いじめの防止等への取組の評価

- 5 重大事態への対処

- 6 基本方針の見直し及び公表

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

八代市立高田小学校では、「いじめ防止対策推進法」第13条に規定されている「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」に基づき、次のような基本理念を持っていじめの防止等の対策に積極的に取り組む。

(基本理念)

教師自ら児童一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという態度で指導する教職員の姿勢そのものが児童との信頼関係を築き上げ、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを防止する。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深め、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止)

児童は、いじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

(組織の設置)

八代市立高田小学校いじめ防止等対策委員会を設置する。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

(1) いじめのとりえ方・定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。（「いじめ防止対策推進法」より）

「いじめ」にあたるか否かの判断において、特に次の点に留意する。

- ・いじめられた児童の立場に立って見極めること。
- ・本人がいじめられたことを否定する場合があることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察すること。
- ・いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止等対策委員会を活用して行う。
- ・「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず当該児童が関わっている仲間、集団等を指すこと。
- ・ケンカやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目すること。
- ・インターネット上で悪口を書かれた児童本人がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要であること。
- ・好意から行った行為が、意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、発言者の認識としては軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能であること。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定される。

- (ア) 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- (イ) 仲間はずれ、集団による無視をされる
- (ウ) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- (エ) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- (オ) 金品をたかられる
- (カ) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- (キ) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- (ク) パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

こうした「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を

配慮した上で、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(2) いじめの未然防止について

① 学校におけるいじめの防止

- (ア) 学校の最重点目標の一つに「正義が通る学校」を掲げ弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。
- (イ) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (ウ) 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う児童会活動に対する支援を行う。
- (エ) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、人権作文（みつめる）・人権集会等を実施する。

(3) いじめの早期発見のための措置

- ① いじめの早期発見には、日頃より教職員は、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わり、いじめを積極的に認知する。
特に、担任だけでなく校長を先頭に、休み時間や昼休みなど積極的な校内巡視を行い、児童の様子を把握し未然防止にあたる。
- ② いじめ調査等を実施し、いじめを早期に発見するために在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施する。
・学級担任による教育相談を通じ、児童からの聞き取りを実施し、児童と会話をとおして思いを共有する。（6月・11月・2月）
- ③ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策として、児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。

(4) いじめへの対処について

- ① いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ② いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ③ いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別

室等において学習を行わせる措置を講ずる。

- ④ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ⑤ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(5) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件①及び②が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

a 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とするが、形式的な対処とならないように留意する。

b 行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

a いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。いじめ防止等対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容の検討、情報共有、教職員の役割分担を行い、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状況とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にありうることを踏まえ、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。

日頃から重大事態に備えて、県教育委員会が作成した「いじめが背景に疑われる重大事態対応マニュアル」等を参考に、役割分担等を明確にした組織体制を整備し、教職員間で共有しておく。さらに、いじめ防止等対策委員会については、開催が形式的なものにならないよう、いじめの認知、解消のため有効に機能していることを適宜点検していく。

(6) 家庭や地域住民との連携について

- ① 児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図る。
保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。
- ② 学校運営協議会委員に意見を求めることやPTA役員会や住民自治など地域住民の参加する会合に参加し、情報を求めたり相談等をしたりしながら解決の一助とする。

(7) 児童会と連携について

児童一人一人が、いじめ防止に対する意識の向上を図るために以下の取り組みを行う。

- ① 児童会の運営委員会が中心となり、6月と11月に児童集会や校内放送、ポスターや標語を呼びかけいじめ防止に対する意識を向上させる。
- ② 12月の「人権子どもフェスティバル in やつしろ」への参加を呼びかける。

(8) 関係機関との連携について

平素から、学校や学校設置者と警察や児童相談所等の関係諸機関（市民課、教育委員会、中学校や保健所・療育センターなど）の担当者と窓口交換や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築し課題解決に臨む。

3 本校におけるいじめ等の実態

(R4年度 心のアンケートより)

(1) いじめの認知件数

実施児童 366名

Q 今の学年でいじめられたことがありますか。

- ・ある 83名 ない 282名

約23%の児童がいじめられたと答えた。

Q だれからいじめられましたか。又、どんないじめを受けましたか

- ・79件が同級生、14件が上級生、7名がクラブ内、3件が他校の児童からであった。（複数回答）
- ・内容は、文句や冷やかしが48件と最も多く、続いて暴力をふるわれるが23件もあった。また、仲間はずれが15件あった。
- ・物をかくされる・とられるが12件あった。

Q いまでもいじめは続いていますか。

- ・R4.12月末現在（5件）

(2) 不登校児童数の推移

年 度	男子	女子
令和2年度	1	0
令和3年度	1	0
令和4年 12月現在	4	0

(定例報告に報告分より)

・令和4年度の不登校児童3名については、コロナウイルス感染症への不安や精神的な面で、欠席が続いたことが大きな要因であると考えられる。1名は頭痛などの症状が続いての欠席ではっきりした原因は不明である。学校では担任、養護教諭、教務主任、管理職等が連携して対応している。また、特別支援アドバイザーにも協力を依頼し、今後の対応を模索中である。

(3) いじめ問題等の実態

＊心のアンケート結果（課題と思われる回答）や児童の様子から

上記「心のアンケート」の回答を見ると、児童の学級における普段の様子からだけでは、気がつかなかった実態把握となる項目の設問もあった。このことで具体的に実態が見えてきたことで、心のアンケートの必要性を改めて感じた。

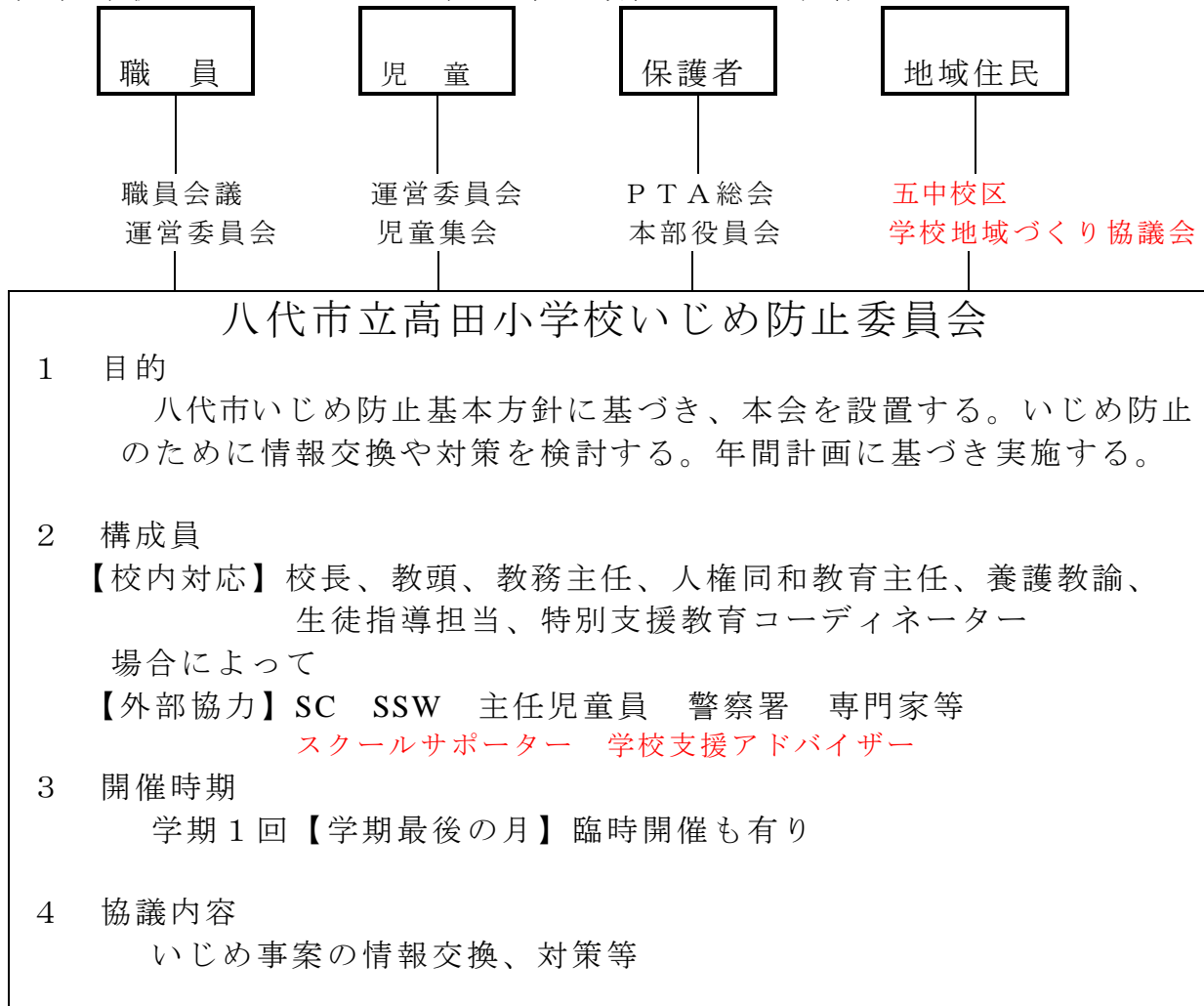
「今もいじめが続いている。」と回答した児童については、個別に事情を聞くなどを通していじめの解消を図った。また、いじめる側にもいじめは決していけないことを指導し、関係改善を図ることですべての事案の解決ができた。

しかし、今後も日頃から実態把握を適切に行ったり、定期的な教育相談を設定したりすることでいじめの未然防止に努めたい。

今後、いじめを受けた児童については、保護者に対しても心のケアに努め誠意を持った指導を時間をかけて行う。それ以外の児童についても日頃から積極的な声かけに努め、態度や表情、自学の日記指導などから、いじめだけではなくさまざまな悩みや問題行動等の早期発見、早期解決に努めていきたい。

4 本校におけるいじめの防止等のための取組

(1) 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織



(2) いじめの未然防止のための取組

「子どもの居場所づくり推進テーブル」から

① 居場所づくり（わかる授業）、絆づくりの実践

- ・ 「子ども」と「子ども」のつながり キーワード「人間関係」
一人一人の児童の良さを理解し合うために、朝、帰りの会等を活用し、個の良さを伝えあう取組を行う。又、昼休みなど全員遊び等とおし児童同士のつながりを強める学級経営を行う。
- ・ 「先生」と「子ども」のつながり キーワード「信頼関係」
教育相談、日記指導などをおしたり見回りを行ったり、担任や教師がいつも寄り添っている安心感や上記のような取り組みを中心に一緒に遊ぶ取組を行う。
- ・ 「先生」と「先生」のつながり キーワード「一致団結」
欠席の連絡のあった児童に対しても、必ず連絡を取る。また、不安定な要素をかかえる児童への関わりは、担任や学年中心となってしまう

うことがないよう、家庭訪問、ケース会議等共通理解の方法を工夫して学校全体で取り組む。

- ・ 「学校」と「家庭、地域・関係機関」のつながり キーワード「連携・協働」

各小学校、地域（学校運営協議会委員、住民自治、民生・児童民生委員、健全育成団体）、関係機関からの情報を収集したり、授業参観や学校行事の案内を行ったりして、意見・情報交換の実施していく。また、PTAでは、会員を中心とした「見守り隊」の方々の巡回を継続していく。

② 道徳教育の充実

道徳科の時間には、児童の心の涵養のために学校行事や体験活動との関連を図り命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである。」という認識を児童がもてるように、教育活動全体を通して指導する。

そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」としていじめに加担していることを周知させる。

③ 児童会活動の充実

児童一人一人にいじめをなくすための取組を考えさせ、実践していくことで、自主的自発的な態度や行動が育成され、規範意識を高めコミュニケーションの育成につなげさせる。

④ 小中一貫・連携教育の取組

小中ギャップという小学校と中学校との境界での諸問題が存在している。小中学校間で連携して取組を行い、諸問題に対して小さい段階を踏んだ指導を実践し、情報交換だけでなく、共通理解や実践を行うことでいじめ防止の取組に活かす。

⑤ 体験活動の充実

体験活動を様々な場面で計画的に充実させ、児童期の体験活動を自立心の育成やコミュニケーション力の向上につなげたい。

そして、自発的な活動を計画することで責任を持ってやり遂げる充実感・成就感を味わわせる。

⑥ 校内研修の取組

いじめ防止に関する研修（未然防止策・対処策等）を取り入れ、いじめ防止策としても情報交換だけにとどめない場とする。

⑦ 生徒指導充実月間の取組

新学期と2学期のはじめには、各担任が教育相談や電話連絡、家庭訪問を実施する。児童の不安感や保護者の悩み等課題の軽減を図る。

⑧ 「命を大切に作る心」を育む指導プログラムの活用

年間8～11回のプログラムを計画実践する。10月の「道徳の授業」を公開授業として全学級での取組を実施し、保護者や地域の方に参観を促す。

全校集会でも校長講話を行い、学級指導等を利用し、学年に応じた取組を進めるきっかけとする。

(3) いじめの早期発見のための取組

- ① 定期的アンケート及び教育相談を実施し、児童の思いや不安の解消が出来るような相談体制を整える。
- ② 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」を展開し、自己有用感を高める。
- ③ 道徳教育、「命を大切に作る心」を育むプログラム、人権週間の取組等を計画的に指導する。
- ④ 学校全体で暴力や暴言を排除する環境に留意する。
- ⑤ いじめ相談体制の確立を図り、生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるようスクールカウンセラーの活用やいじめ相談窓口の設置を行い相談体制の整備を行う。
- ⑥ 教職員や保護者の立居振舞や言動が最大の教育環境であることを自覚し、日々の教育実践にあたることで、学校の隠れたカリキュラム、すなわち学校の醸成にあたる。

(4) いじめの未然防止、早期発見関連の年間計画

	学校行事	道徳	人権学習	学活
4月	始業式・入学式 大掃除 家庭訪問	※ 各学年の指導計画表を参照		
5月	お見知り遠足 プール開き			
6月	避難訓練（水難）			
7月	終業式・大掃除			
8月				
9月	始業式・大掃除 運動会			
10月	避難訓練（不審者） 集団宿泊教室（5年）			
11月	球技大会（5年） 修学旅行（6年）			
12月	終業式・大掃除			
1月	始業式・大掃除 避難訓練（地震・火災・津波）			
2月				
3月	お別れ遠足 卒業式・修了式・大清掃			

	総合的な学習の時間	児童会活動	校内研修・評価	保護者や地域住民との連携
4月	※各学年の指導 計画表参照	児童集会 「1年生歓迎会」	特別支援教育 校内研修の進め方	入学式 家庭訪問 授業参観総会懇談会
5月		縦割り班のチーム決 め	レポート選出 大研	学校運営協議会
6月		縦割り班遊び	中学校区レポート研 大研	
7月		縦割り班遊び 平和集会	全体理論研修	授業参観懇談会 学校運営協議会
8月			小中合同特別支援教 育研修会	
9月		縦割り班遊び	大研 復講	
10月		代表委員会 「いじめをなくそ う」	大研 性教育	学校開放日
11月		人権委員会 「友達のいいとこ ろ」		
12月		人権集会	ブロック研修 論文作成	授業参観懇談会
1月		代表委員会 「みんなであそぼ う」	取組成果発表会	
2月		縦割り班遊び	人権レポート交流会 年間反省会	学校運営協議会
3月		縦割り班遊び（6年 生と遊ぼう）		授業参観総会懇談会 卒業式

(5) 学校におけるいじめへの対処

ア いじめについての事実確認

- ・いじめを認知した職員は、いじめを止めると共に、そのいじめに関わった児童に、関係者に適切な指導を行う。それに伴い、学級担任や生徒指導（いじめ対応チーム）に連絡し、管理職へ報告する。
- ・いじめられていると相談にきた児童や情報を伝えた児童からの話を聞く際には、他の児童に目に触れないように、時間や場所など配慮をする（いじめられている児童といじめている児童を別の場所で行うことが必要である）。
- ・いじめられている児童、いじめ情報を伝えた児童を徹底して守るために、授業中、休み時間、放課後だけでなく登下校中にも教職員の目の届く体制を整備する。
- ・いじめの事実確認においては、いじめの行為を行った経緯や心情などを聞き取り、周囲の児童や保護者などの情報を得ながら、正確にまとめる。又、保護者対応は、複数の職員で対応し、丁寧に事実を伝え、管理職の指示で職員間の情報共有と連携を図る。

イ いじめられている子どもへの対応

- ・児童に対しては、事実確認と共につらい気持ちを受け入れ、共感することで心を開かせ安定を図る（秘密を守ること、最後まで守り抜くことを伝える）。
- ・自尊感情を高めさせるように、希望が持てる言葉かけや自信が持てる言葉かけなど配慮する。

ウ いじめている子どもへの対応

- ・いじめた児童に対しては、いじめた気持ちや状況を聞き、行為について反省をさせる。また、児童の背景にも目を向けた指導を行う。
- ・毅然とした態度で強い指導を行い、心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的な配慮を講じ、いじめが決して許されない行為であることやいじめられた側の気持ちを考えさせる。

エ 周囲の子どもへの対応

- ・いじめの当事者だけの問題にとどめず、学校（学級、学年部）全体の問題として捉え、傍観者から仲裁者への心の転換を促す。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることとかわらないことを理解させ、いじめを訴えることが、正義感にあふれた勇気ある行動であることを指導する。
- ・マスコミ報道や体験、経験事例などの資料を活用し、いじめについて話し合い、自分の問題として認識させる。

オ いじめを受けた生徒の保護者への対応

- ・保護者に対しては、事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・学校として徹底して子どもを守り支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- ・対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの子どもの様子等について情報提供を受ける。
- ・つらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止め、家庭と連携をとりながら、よりよい解決を図る（相談体制を継続的に行う）。

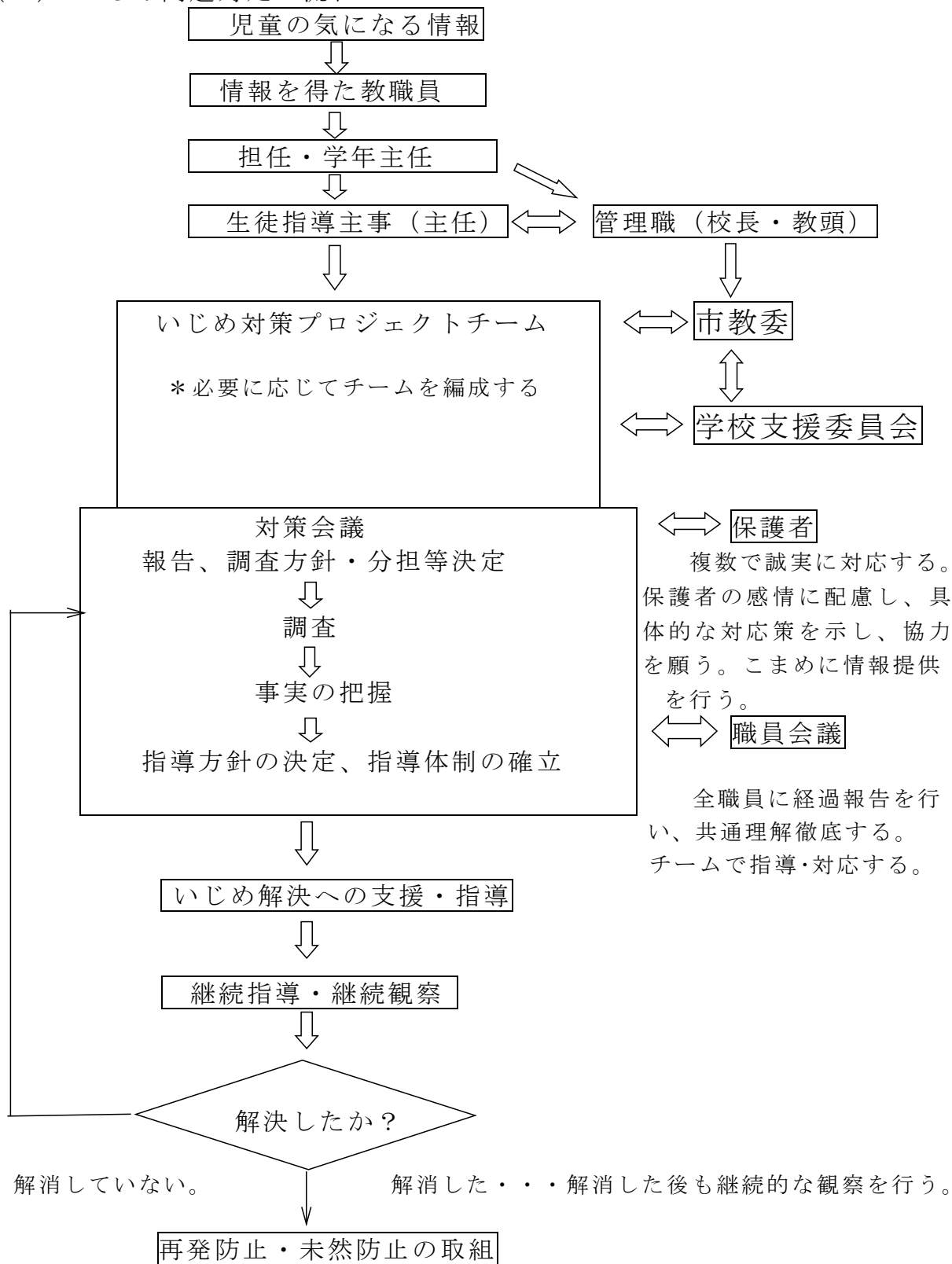
カ いじめた生徒の保護者への対応

- ・保護者に対しては、事情聴取後家庭訪問を行い、事実を経過とともに伝え、その場で子どもに事実の確認をするとともに、相手の子どもの状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ・いじめられた児童や保護者のつらさや悲しみを伝え、よりよい解決方法を図る思いを伝える。
- ・毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ家庭での指導や取組を依頼する。また、関わり方などを一緒に考え具体的な助言を行う。
- ・指導の経過と子どもの変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- ・学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。

キ 保護者全体への対応

- ・保護者には、情報を正しく伝え、憶測による噂がないようにし、学校と保護者の協力関係を維持する。
- ・事実に基づく学校の対応や今後の予定等、保護者向けに文書を発行する。また、保護者が児童に適切に接することができるように、接し方やカウンセリング、外部の医療機関や相談先の情報など知らせる。
- ・保護者会（全校・学年・学級等）を早めに関く。但し、事実の説明においては、被害を追った児童の保護者の意向を確認しておく。
- ・PTAと日頃から信頼関係作り、保護者の代表・代弁者という立場から言うべきことははっきり言ってもらい、協力してもらうところは協力してもらう。
- ・スクールカウンセラーなどの協力依頼を行い、保護者会でのカウンセラーなど心のケアについての講話を依頼する。保護者の不安に対応できるよう、保護者会終了後には職員やスクールカウンセラーなどは出口で待機する。

(6) いじめ問題対処の流れ



(7) いじめの防止等への取組の評価

- ①学校は、いじめの防止等に向けた取組の検証を研修や会議を随時行い、その都度改善に努める。
- ②学校は、いじめの防止等に向けた取組について学校評価を用いて検証し、その結果を教育委員会及び保護者・地域に報告する。

5 重大事態への対処

【重大事態とは】

- (1) いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき：児童生徒が自殺を企図した場合等。
- (2) いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき：不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。

※ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき：重大事態が発生したものと報告・調査等にあたる。

【重大事態発生時の連絡体制】

- (1) 発見者⇒担任⇒学年主任⇒生徒指導主事（主任）⇒教頭⇒校長
 - (2) 校長⇒教育委員会学校教育課
- ※緊急時には、臨機応変に対応する。
※教育委員会への一報後、改めて文書で報告する。
※必要に応じて警察等関係機関にためらわずに通報する。

6 基本方針の見直し及び公表

- (1) ホームページで学校いじめ防止基本方針を公表する。
- (2) 年度ごとにいじめに関しての統計や分析を行い、これに基づいた対応する。
- (3) 年度ごとにいじめ問題への取り組みを保護者、児童、職員で評価する。
- (4) いじめに関する点検・評価に基づき、学校いじめ防止基本方針を見直しを行う。

学校用

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※ 設置者から地方公共団体の長等に報告）
 - ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)
 - イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

学校の設置者の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしつかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体となる場合

● 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

その他 関係法令

(1) 教育基本法

①教育機会均等

第4条 全ての国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受け入れる機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

②学校教育

第6条2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んじるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

③家庭教育

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

(2) 学校教育法

①第4章 小学校

第35条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一または二以上を繰り返す等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛または財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害または心身の苦痛を与える行為
- 三 施設または設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

(3) いじめ防止対策推進法

①第1章 総則（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。